

鉱区の変遷に関する一考察：筑豊炭田山田地区

三宅，義男
元三菱鉱業勤

<https://doi.org/10.15017/13730>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 13, pp.149-159, 1984-12-25. 九州大学石炭研究資料センター
バージョン：
権利関係：

鉱区の変遷に関する一考察

―筑豊炭田山田地区―

三宅 義 男

目 次

- 一、まえがき
 - 二、鉱区と炭層の概況
 - 1、炭層の状況
 - 2、走向、傾斜、断層
 - 三、鉱区の変遷状況（鉱区変遷系統図）
 - 1、鉱業法令関係について
 - 2、隣接鉱区との関係
 - 3、租鉱権設定状況
 - 四、隣接鉱区間の問題など
 - 1、掘進増区について
 - 2、間隔地の問題
 - 3、租鉱権の問題
 - 五、むすび
- 補足
- 参考文献資料
- 添付図表

一、まえがき

鉱業にはまず鉱区を獲得することが必要なことは論を俟たない。従つて企業家は鉱区を取得することに奔走した。そのためにおのずから競争が起り、殊に石炭の好況時には相当烈しい競争があつた。それに伴ういろいろ複雑な事件などあつたが、それらのことはさておき、ここでは取得された鉱区が、永い間に、その時代とともに、どのような推移を辿つてきたか、その変遷のあとをみることにしたい。

それによつて、どのようにに鉱区が分割、合併あるいは増減区されたか、そしてその背景には鉱業法関係（ここでは鉱区に直接関係のある事項に限る）の規定はどのように改正されていったか、更に隣接鉱区との係わりや、同じ区域内で炭層別に鉱業権の入り組んだ関係を考察してみたいと思う。

二、鉱区と炭層の概況

山田市大字上山田地内に在つた上山田炭鉱を中心とした鉱区の変遷を事例にとることにするが、その前に、この地域の炭層賦存状況の概要についてみることにする。

上山田附近の地質構造について

1、炭層の状況 (第一図1〜2参照)

a、古第三紀層

大辻層群 出山累層(厚さ)三八〇米

直方層群 上石累層三〇〇〜三五〇米

竹谷 ヲ 一四〇〜二〇〇々

三尺五層 ヲ 二五〇〜三六〇々

大焼 ヲ 三八〇〜四四〇々

b、玄武岩

上山田東部の摺鉢山(一名帝王山また小富士)山頂部及び東方木城内で、花崗岩と接する熊ヶ畑断層に沿って、玄武岩の噴出がある。

この地域の特徴として、坑内各地でドン(本地域では殆んど玄武岩質)が発達して、セン石化している炭層が非常に多かったことである。

上山田炭層では、下五尺下五尺上層(一部有煙)八尺が大部分セン石化、セヘダ八尺、上五尺、六尺、七尺が部分的にセン石化していた。

新玄王炭層では、下八尺、上五尺、七尺が、新生炭層では、下二尺、破下八尺が一般にセン石化していた。

そして、炭層はドンに接するとき炭層が著しく薄層化したり、あるいは尖滅したりしているとき

「石炭がドンに喰われた」というが、この喰われたセン石層の位置からかなり離れた天磐内に、しかも全くどの炭層の位置でもないところに、セン石の大きなポケットがあった例がかなり多かった。ついでだが、このポケットのことをイモと呼んでいた。

2、走向、傾斜、断層 (第二図参照)

古第三紀層の一般走向はNW—SE(北西—南東)傾斜NE(北東)一〇〜二〇度であるが、本地域は筑豊炭田の他地区と同様に、東方の基

盤岩類近くになると、一向斜構造をなし、向斜軸の方向は基盤岩類との間の断層の方向にほぼ平行している。

次に断層であるが、本地域の北方には高倉断層があつて、金国山山塊の古生層の南限を劃し、その方向は猪ノ国の線を北西から北西方向に弧を描いて走り、その東方延長は田川に至る国道の辺で南北方向の熊ヶ畑断層に直交する。

古第三紀層内の断層は、全体として北西方向のものが断然多い。

筑紫断層や猪ノ国断層は、いずれも南西落ち、地表近くではともに垂直に近い急傾斜であるが、フケ部に到るに従い漸次緩傾斜となり、三尺五尺累層では約四〇度前後である。

小富士断層は北東落ち、時に落差一〇〇米にも及ぶが、摺鉢山近くで急に消滅している。

木城断層も北東落ち、甚しいところは落差七五米になるが、延長部は北西にも南東にも激減し、北西延長部は摺鉢山南方で消えている。

上山田断層は東西落ち、傾斜角はカタ部よりフケ部が急である。

ソバ畑、尾浦の両断層は相接近しながら平行して走っているが、木城炭坑内ではソバ畑断層は傾斜NE八〇度落差三三米、尾浦断層は傾斜SE八〇度落差四八米という。

尾浦断層は南東延長が熊ヶ畑北部で傾斜SW六五度落差五五米となつて、熊ヶ畑断層に切られている。北西延長は上山田北部で殆んど消滅するが、恰もそれから派生するかの如き形で北東落ちの迫ノ浦断層が起り下山田附近では傾斜NE八四度落差九〇米となる。

このように多くの断層が、上山田線(国鉄)と山田川の二直線にほぼ平行した形で、北から東南に走りその延長線は熊ヶ畑断層に直交して切られている。しかも各累層の露頭線が同じ方向に連っているから、各炭層はいくつもの断層で切られ最後(東部)は高倉断層によって終つてゐる。

このような構造になっているから、平面的に一鉱区であっても断層によつて切られ、断層先の採掘ができない場合が多く、炭層の数が多いだけに、隣接鉱区への掘進増区が屢しば行われるに到つたようである。またこのような構造であつたため小規模の炭坑や斤先掘あるいは請負式の採掘が多かつたようである。

昭和二十五年三月現在の炭硯名を拾つてみると、

上山田、下山田、山田、猪ノ鼻、上山、筑紫、木城、三友、岩崎、新生、中山田、後藤射手引、常盤、山下、城谷、百々浦、筑前高取、石川、矢坂、東、矢浜、河津、新池隈、その他年代は多少異なるが、大和、松連、大昇、笹尾、大定、熊田、帝炭、玄王などの名があり複雑な様相であつたことが想像できる。

三、鉱区の変遷状況

原始取得ないしは譲渡等によつて取得した鉱区は、そのままの形態で何十年も続くことは少ない。

今ここに上山田炭硯を主体としての鉱区の変遷のあとを系統図によつてみることにしよう。もっともここに書き洩れていることがあろうと思ふが、資料による確認ができないので省略する。(第一表参照)

鉱区の変遷については系統図を左から右への年代順に、当初の鉱区七つが左から右への線を辿りどのように、鉱区交換、合併、分割譲渡され、または減区、増区、されていったかを見ていただきたい。

それらの詳細については説明を省略し、そうした変遷過程の裡に鉱業法令は時代の要請に対応してどのように改正されたかなどをみることにしよう。

1、鉱業法令関係について

鉱業法令は鉱業の発達に伴う時代の要請に対応して改正されていったものといえるので、まず鉱区に直接関係ある部分を拾つてみると、鉱区の変遷過程の転機が概ね理解できようである。

(1) M 6・7・20 日本坑法、始めて私人の借区が認められた。

(2) M 23・9 鉱業条例、特許主義、先願主義を採用、借区制度に加え掘権として永久の権利を認める鉱区制度とした。

これと前後して中央大手資本がこの筑豊地方に進出してきた。そして鉱区の獲得にかなり烈しい競争が起つていたとみられる。

この条例によつて共同鉱業人の規定が設けられた。この時代の鉱業権者に一人でなく数人の共同になつてゐるものが屢屢みられるのはその証左でもある。

斤先掘の禁止規定はなく、小規模採掘坑に斤先掘が広く行われていたことが資料や古老の話からも推察できる。

(3) M 38・3 鉱業法(旧) この時代に鉱物の種類が増加し、異種鉱物との鉱区の重複ができた。更に、日本坑法における試掘、開坑は試掘権と採掘権という形になり、共に私権として不動産に関する規定が準用された。

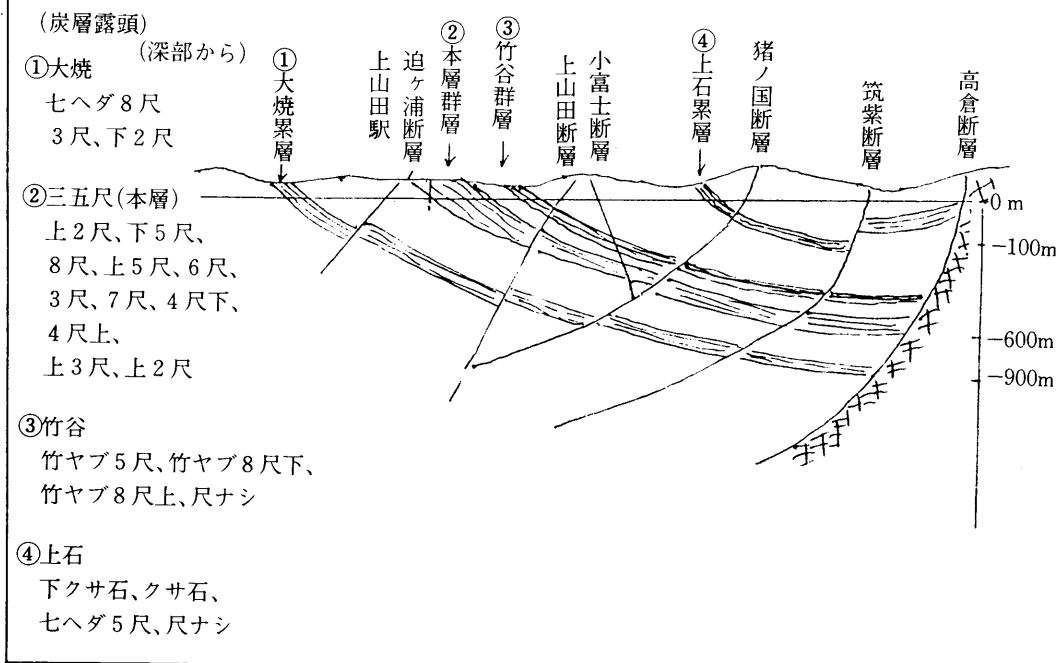
M 38 鉱業抵当法制定、鉱業の発達に伴う資金調達に金融会社からの資金の流入が活発化した。また鉱区獲得の手段として、試掘権設定が増加したように思われる。

(4) M 44 鉱業法一部改正、鉱業法に掘進増区規定が追加された。これによつて、殊に二重鉱区間で特定炭層についての掘進増区による増区や減区が旺んに行われ、相互の鉱区の再編成が進んだようである。

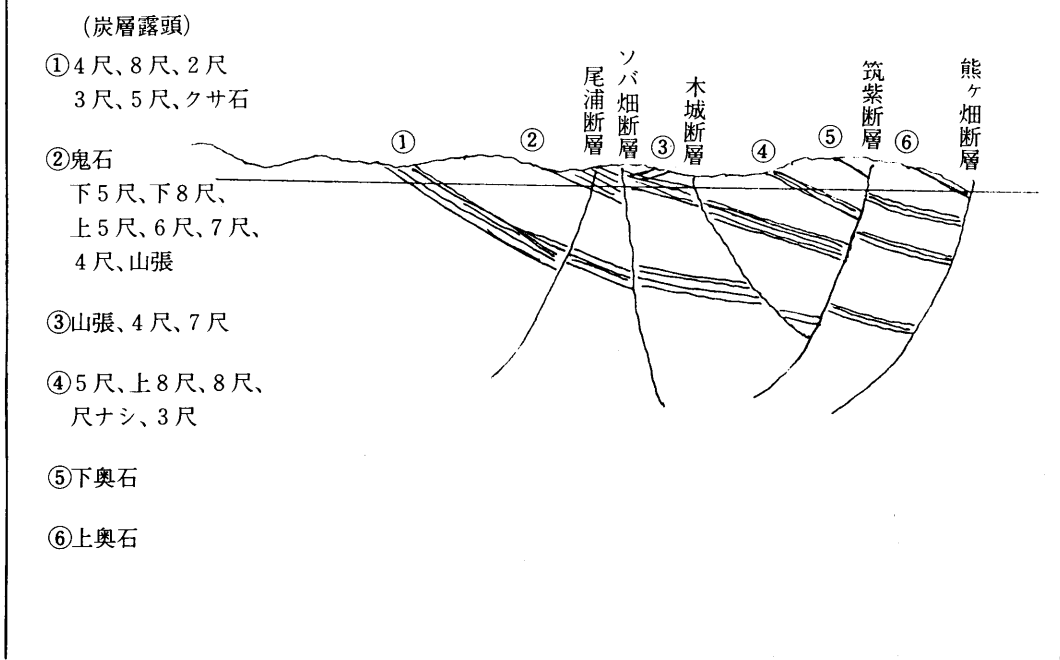
(5) S 13 重要鉱物増産法制定、戦時体勢に入り、戦力としての石炭増産の必要から斤先掘は事実上認められたような傾向を辿つた。(判例そ

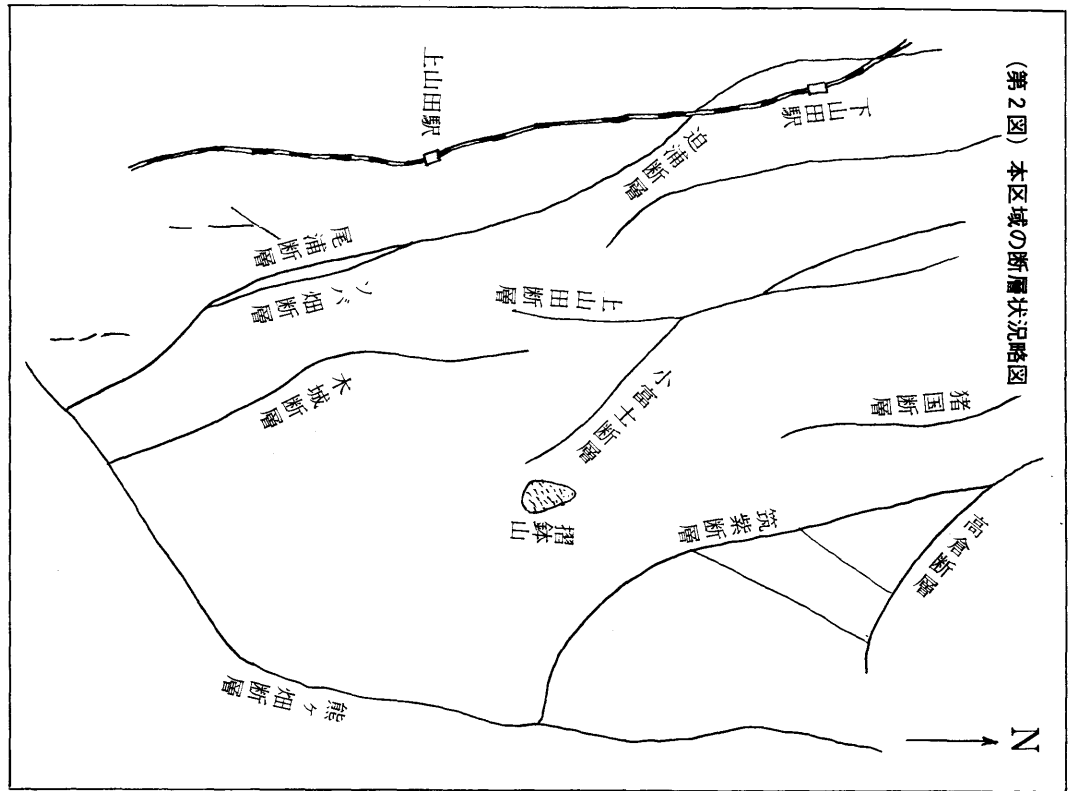
(第1図) - 1 炭層と断層 (略図)

(旧三菱上山田立坑附近をめぐる南西—北東線)



(第1図) - 2 (新上山炭坑、木城炭坑鉱区をさぐる南西—北東線)





(他)

(6) S 16 鉱業法一部改正、間隔地は原則として設けないことになり、鉱業権者は競って間隔地に対し増区の出願を行った。

(7) S 23・7 石炭鉱業臨時措置法制定、戦後疲弊した石炭復興の一助として、「使用権」の設定を認めた。

(8) S 25・12 鉱業法(新)公布、「租鉱権」の制度が設けられた。そして一鉱区内に数個の租鉱権が設定された例もあり、その外一獲千金組による斤先掘とみられる形態の下請稼行がかなり増えて跡を断たなかつたようであるが、その坑命乃至操業期間は極めて短く、相次いで消えていった。

2、隣接鉱区との関係

系統図では、横に左から右へ年代の推移による変遷を記載し、タテに鉱区相互間の増減区関係を記載していることは前に述べたとおりであるが、この表にみるが如く、永い年月の間には、その鉱区自体の分割や合併のほか隣接鉱区との間において如何に多くの増減区が行われたかその一端を知ることができよう。尚この表は上山田炭鉱に直接関係のある部分を拾ったもので、他の鉱業者相互間における同様のことを併せ考えると、本地域の鉱区の変遷が非常に複雑なことが容易に推察されよう。これは上山田附近の地質構造について前述したように、多くの断層によって炭層が分断され、実際の稼行に当って支障が多かつたその自然条件に因るものというべきである。

3、租鉱権設定状況

上山田炭鉱関係の租鉱権は別紙第二表の通り、本地域に租鉱権の多かつたのは木城炭坑鉱区で昭和二五年山田市内の租鉱権炭坑十二坑のうち五坑がこの木城炭坑鉱区内にあった。

右十二坑というのは、百々浦、岩崎、射手引、常盤、後藤、山下、城谷、河津、矢浜、矢坂、石川、東で、これと鉱業権炭硎十三坑を加えると二十五の炭硎があったことになる。

また昭和二十六年現在では鉱業権炭硎十坑、使用権九坑、斤先坑六坑合せて二十五坑あったという。(山田町誌)

右は租鉱権と使用権が前後しているようだが、要するに租鉱権や斤先掘が乱立していたとみるべく、その正体は正規の手續を済まざり請負掘のようなものもあったようである。

木城区域に小規模経営の炭坑が乱立して、消長を辿ったことは、この区域の炭層状況と深い関係があると思われる。即ちこの地区内の炭層の露頭線は深部炭層から鬼石一上五尺、下五尺、二尺、上八尺、無煙五尺、チリメン五尺、上二尺、山張一竹籤五尺、竹籤八尺の順に接近して、北西と南東(熊ヶ畑地内)へと流れている。

そして、尾浦断層とソバ畑断層に逢着し、更に木城断層によって、炭層状況は著しく変化している。

また一部にはセン石化して、炭層が尖滅したり、薄層化したりしていることもあり、加うるに採掘可能の区域も狭少であるため、かかる小規模経営にならざるを得なかったものと推察される。いわば小規模炭坑の経営にあつらえ向きの地区であつたわけである。

四、隣接鉱区間の問題など

隣接鉱区間においては掘進増区の問題が多かつたが、それについてで隔地の問題、それと同じ鉱区内に設定された租鉱権また隣接鉱区内の租鉱権との問題もあつた。

1、掘進増区について

旧鉱業法第三十六条には、掘進のためにする増区と訂正の二つの場合を規定している。

系統図において、旧法時代の増減区は(当時の両者間契約の内容経緯など不詳であるが)自己の鉱区から隣接鉱区の特定の炭層へ現実に掘進していくのではなく、将来への展望に立つた増区であり、あるいは鉱業権の消滅したものを早目に併合しておく目的でなされたようにみえる。

旧法第三十六条では

「鉱業権者は隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾を得たるときは、その鉱区に掘進するため増区を出願することを得、

鉱床の位置形状により隣接鉱区に掘進するに非ざれば鉱利を保護すること能はざる場合に於ては其の鉱業権者の承諾を経て鉱区の訂正を出願することを得、此の場合に於ては鉱業権者は正当の理由なくして其の承諾を拒むことを得ず、」

とあるが、それが新法になると、掘進増区の規定は掘進と訂正が一本化され、鉱業権者及び抵当権者の承諾を必要としながらも、鉱業権者及び抵当権者は「正当の事由がなければその承諾を拒むことができない」として、掘進増区せんとする側の保護優先に傾いた観がある。

この頃では隣接鉱区関係が随分と緊迫した時代背景もあつただろうが、掘進増区側からの不測の侵掘事件も発生し、事後承諾の已むなきに到り掘進増区として片付けられている事例もあり、侵掘による被害問題もあつたと聞いている。

またこの系統図には現われていないが、他の鉱区に於いてあるいは正規の手續を経ずして小範囲の事実上の掘進増区が随所に複雑な関係で行われたようである。こうした法悪用の弊害も多かつたことは事実である。もともと、明治四十四年法律を以て追加された掘進増区の規定自体

第1表 鉱区変遷系統図

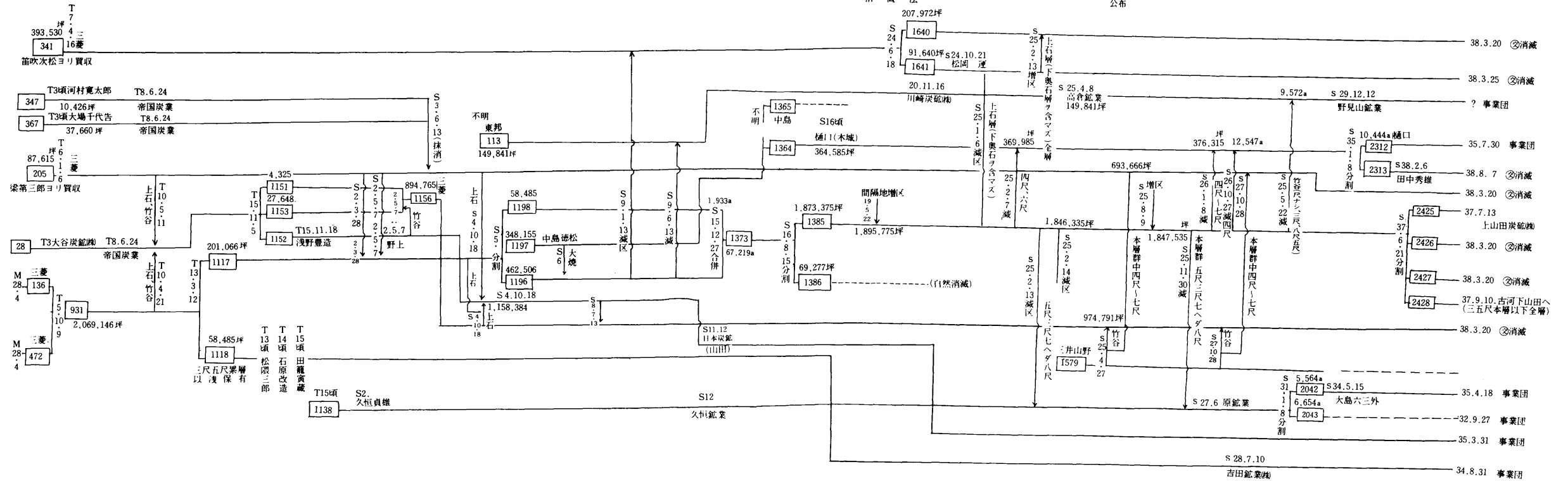
M38.3 鉱業法(旧)

M44. 一部改正

S13. 重要鉱物
増産法

S23.7. 石炭鉱業臨時
措置法

S25.12. 鉱業法(新)
公布



は、鉱業手続上の問題で、制定の趣旨も鉱業家を保護し且つ事務の簡捷を計るための便宜から設けられたものといわれているが、外国の法制にも稀有な規定であるときいている。

この規定は余りにも便宜主義に傾いて、案外容易に掘増が行われ、場合によっては相手構わぬ侵掘が行われたようである。

上層と下層の夫々の異権利者の採掘について調整規定がなく、この規定によって鉱区が境界線の直下を限りとして地下無制限の深さに及ぶという原則が破れ、同一鉱区が鉱床によって分かれることから、二重鉱区、三重鉱区の関係が複雑に生じた。兎に角、掘進増区の規定は実態に則してもっと検討されるべきではなかつたかと思う。

2、間隔地の問題

旧鉱業法で鉱区間に間隔地を設ける所謂十間隔地制度が採用された。その理由は、測量の誤差等により他人の鉱区を侵害し、あるいは坑内水、坑内火災の発生の虞があるので、これらの危害を防止するためであったときいている。

処が、昭和十六年五月原則として鉱区間に間隔地を設けないことに改められた。

それは、一律に間隔地を存置するため、鉱利の損失を招くことが多いという理由のようである。戦争という非常時であつたから、鉱利を守り、少しでも増産に寄与しようとする意図があつたことと思われる。それは事情尤もなことだが、一般に「原則として」は、それが通常となり但書の方は次第に影が薄くなりがちなるものである。ましてや戦時中は増産に追われ、保安防災には手が廻りかねた時代であつたから、石炭層が黒く光っているのを目の前に見たら、間隔地であるうとなかろうと掘りまくつたといつても過言ではあるまい。炭鉱社会で然も坑内現場では原則論は通用しないといつた方が妥当であろう。

3、租鉱権の問題

昭和二十五年十二月新鉱業法が公布され、租鉱権制度が認められた。然し、小規模の採掘には、小炭坑の風習にそぐわない対官庁手続の煩瑣もあつて、依然として斤先掘が跡を断たなかつた。

小炭坑では、鉱業条例の頃から旧鉱業法に到るまで斤先掘禁止の規定がなく黙認された実態であつたから、旧態然とした小炭坑の経営者には、新鉱業法発令後でも斤先掘即ち請負掘は常套手段であつた。然かも狭い区域の限られた炭層の残炭区域を採掘することが多いので、その経営期間も極めて短く、且つ炭況如何ではすぐに中止するような実情であつた。そのような事情であつたから、苦境に遭うと、ややもすれば隣接鉱区への侵掘になつたり、故意の盗掘もあつて、よく問題を起したものである。それが小炭坑同志の間で起ると、両者の紛争になつたり、時には警察沙汰にもなつたりした。

古い時代（明治から大正初期）に於いては、このような紛争事件に炭坑主（親分）が多勢の従業員（子分）を動員して対決したという話も聞いたが、本論から外れるので割愛する。

租鉱権では、その区域の終掘や期間の満了によつて稼行を止めたあとには放棄されたままになることが多かつた。

あとの災害防止、鉱害処理など、たとえ両者間に特約があつても最終的には鉱業権者の責任に帰することが多かつたわけだが、租鉱区の採掘状況は充分な把握ができていないことが多く、処理上種々支障があつたようである。

炭鉱の石炭生産現場が地下であるため目が届かないということもあつて、とかく官庁の監督はややもすると消極的で後手になるようなことが多かつた感じもする。

五、むすび

掘進増区、間隔地撤廃、租鉱権（斤先掘、使用権を含めて）の制度は、鉱利の損失を防ぐという大乗的見地から出たものようだが、その結果は、大企業の広い鉱区などは別として、狭少な地域の鉱区では、やたらに鉱区の細分化が進み複雑化してしまった観も見受けられる。

筑豊には、観念的に大中小の大まかな炭砒区分があるが、鉱区がタテとヨコに細分化に稼行され、余りにも鉱業人が多過ぎた感じがする。そして大から中に更に中から小へと移り、その間残炭量を可能な限り採り盡したという利点はあるが、他面においてその多くが乱掘に終わった弊を残したということも忘れてはなるまい。

閉山あとの鉱害問題についても、種々関連があつて困難にしていることもあろう。

黒ダイヤ時代の流れを追想して、ここに鉱区変遷の跡を追ひ、併せて炭層別に鉱業権を異にしていた態様を捉え、また鉱区関係の諸事項について述べた次第である。

この外に妨害出願のことや鉱業者自体の防衛出願などのこともあるが他の機会に譲ることにする。最後に炭層と炭層別権利者の状況の一例として第三表を添付しよう。

(補足)

○系統図に示す鉱区の分割、合併などの一件ごとについての説明は省略した。

○文中「……したようで、」という具合に漠然としたような記述にしたのは、嘗て見たたり聞いたりしたことではあるが、現在その確たる記録が見当たらないので、敢てそうした表現にしたものである。

本記述は山田地区に限ったものである爲念。

(参考文献、資料)

○山田町誌

○鉱業法研究 昭和九・有斐閣、著者 塩田環

○日本鉱業法精義 昭和一六・丸善、著者 浅野兼助

○日本鉱業法原理 昭和一六・日本評論社、著者 美濃部達吉

○鉱業法 昭和四〇・有斐閣、著者 我妻栄、豊島陞

○三菱鉱業社史

○筑豊炭田山田附近の地質構造 昭和四六・著者 野田光雄

○その他(鉱業原簿、図面・外)

(添付図表)

第一図 一、二、炭層と断層(略図)

第二図 本区域の断層状況(略図)

第一表 鉱区変遷系統図

第二表 租鉱権(上山田炭砒関係)

第三表 炭層と炭層別権利者の状況の例